

平成 23 年 11 月 14 日
保健医療情報標準化会議

新たに厚生労働省において保健医療情報分野の標準規格として認めるべき規格について

保健医療情報標準化会議においては、保健医療情報分野における各種規格等の標準化や医療情報システムの相互運用性等への対応を検討しているところである。

今般、新たに厚生労働省において保健医療情報分野の標準規格（以下、「厚生労働省標準規格」という。）とすべき規格として、以下の規格について合意が得られたことから、厚生労働省に提言を行うものである。

- HS013 標準歯科病名マスター
- HS014 臨床検査マスター
- HS016 JAHIS 放射線データ交換規約

※名称は、医療情報標準化指針（医療情報標準化推進協議会）における名称を使用。

なお、地域医療情報連携に資するシステムを含め各種医療情報システムの構築に際し、これらの規格を実装することは、医療機関等において電子的な医療情報が中長期的に利用可能な状態で保存されることに繋がり、地域連携の際の情報交換も容易になるものである。加えてシステムの更新時における過度な費用負担が避けられるメリットもある。

したがって、厚生労働省においては、地域診療情報連携推進事業や地域医療再生基金等に代表される各種補助事業等や諸施策において、引き続き、厚生労働省標準規格の実装を前提とし、関係省庁、関係団体とも連携の上で、厚生労働省標準規格の一層の普及啓発を図るべきである。

【参考】現在、厚生労働省標準規格として認められている規格

- HS001 医薬品 HOT コードマスター
- HS005 ICD10 対応標準病名マスター
- HS007 患者診療情報提供書及び電子診療データ提供書（患者への情報提供）
- HS008 診療情報提供書（電子紹介状）
- HS009 IHE 統合プロフィール「可搬型医用画像」およびその運用指針
- HS010 保健医療情報-医療波形フォーマット-第 92001 部：符号化規則
- HS011 医療におけるデジタル画像と通信（DICOM）
- HS012 JAHIS 臨床検査データ交換規約

計 8 規格